資 料

資料1 事故等の報告に基づく行政指導と主な改善報告の内容

資料1 事故等の報告に基づく行政指導と主な改善報告

担当局	発出先	発出者	通	知	指導内容	報告	主な改善報告内容
北陸信越	北志賀藤				索道運転事故の防止につ		1. 握索装置の変更認可申請をH
運輸局	田観光株 式会社				いては、機会あるごとに注 意を喚起してきたところで		21.9.17に行った。(H21.10.1 認可)
	代表取締				あるが、平成21年2月2		認可) 2.一部取り付けられていなか
	役				1日、貴社、小丸山スキー		った脱索検出装置を取付。
					場の小丸山第7スキーリフトにおいて、支えい索が脱		(H21.11.21取付完了) 3. 支えい索の交換工事を実施
					索したことにより、3名の		した。(H21.11.17完了)
					乗客が負傷する搬器落下事		4. 緊張重錘装置の補助ブロッ
					故が発生したことは誠に遺 憾である。当該事故の再発		│ クを工事計画どおり設置した。 │ (H21.9.14設置)
					防止対策等については、「小		5. 全従業員に対し運転取扱教
					丸山第7スキーリフト事故 調査検討会」において、提		育を実施した。(H21.12.10) 6. 経営トップからすべての従
					言があったところである。		業員が、安全が第一であると
					ついては、下記事項につ		の共有した認識がもてるよう
					いて、速やかに対策を行う とともに、講じた具体的措		│ に社内体制の見直し再確認を │ 行う。
					置について文書で報告され		また、第1回安全ミーティン
					たい。 記		│ グを実施した。(H21.12.10) │ 引き続き、シーズン中毎週実
					記 1.握索装置の型式が、エ		引き続き、ソースノ中母週夫 施する。
					事計画のものから変更さ		
					れていたにもかかわらず、 所定の手続きがとられて		
					いないことを確認した。		
					このことについては、事		
					│ 故原因との因果関係は認 │ められないものの、手続		
					き未了については省令に		
					違反していることから、 速やかに鉄道事業法第3		
					8条において準用する同		
					法第12条の手続きを行		
					うこと。 2. 一部の受索装置におい		
					て、脱索検出装置が取り		
					付けられていないことを 確認したので、適切に同		
					検出装置を取り付けるこ		
					と。 3. 支えい索が、当該事故		
					こ、又んい糸か、ヨ該争成 により損傷を受けている		
					おそれがあることから、		
					損傷状態について確実に 点検を行うとともに、必		
					要に応じ措置を行うこと。		
					4. 緊張設備の重錘において、補助ブロックの数量		
					が工事計画と相違してい		
					たので、工事計画どおり		
					の数量とすること。 5. 従業員に対し、乗客の		
					乗り損ね等により搬器に		
					大きな振れが生じた場合 は、速やかに運転を停止		
					する等の運転取扱につい		
					て再徹底するとともに、		
					│ 運転中の搬器の状況につ │ いて、監視の強化を行う		
					こと。		
					6. 全社的に安全確保が確実に行われるよう 経営		
					実に行われるよう、経営 トップから現場まで一丸		
					となった安全管理体制の		
					再構築を図ること。		

担当局	発出先	発出者	通知	指導内容	報	告	 主な改善報告内容
			H21. 12. 18	索道の運転事故の防止に	H22.	1. 13	<u>エな以音報日内谷</u> 1. 搬器取付作業の見直し
運輸局	あららぎ			ついては、機会あるごとに			搬器取付作業を行う際の作
	代表取締			注意を喚起してきたところ			業手順を作成し、作業時の確
	役			であるが、年末年始の輸送			認を複数人で行うこととする
				安全総点検中の平成21年			とともに、作業確認チェック
				12月18日、貴社、あら らぎ高原スキー場のあらら			表を作成し、確認者が記録する。
				ぎ第1クワッドリフトにお			る。 2. 握索機ロックナットの緩み
				いて、搬器衝突事故が発生			に対する対応
				した。この事故において幸			始業点検時に外観状態を確
				いにも死傷者の発生はなか			認するため、スプリングケー
				ったが、このような事故は、			スとロックナットに合いマー
				乗客等が死傷するおそれが あり、誠に遺憾である。			クを見やすい箇所に付け、目 視による確認を実施する。
				よって、今回の事故につ			3. 従業員教育の実施
				いて早急に原因究明を行い、			上記1及び2の事項を徹底
				再発防止対策を講じるよう			するため従業員教育を実施し
				厳重に警告する。			た。
				なお、事故原因及び講じ			
				た措置等については、速や			
				かに文書をもって報告され たい。			
				7_0.0			
北陸信越		鉄道部長	H22. 2.11		H22.	8. 11	1. 1月検査において、握索異
運輸局	スノーエ			ついては、機会あるごとに			常検出装置の点検・記録方法
	リアマネ			注意を喚起してきたところ			を改善し、管理を強化する。
	ジメント 白山			であるが、平成22年2月 11日、貴社経営の白山瀬			2. 異常気象時の取扱いを見直し運転取扱細則を変更する。
	一出 代表取締			女高原スキー場高速ペアリ			3. 保安装置が作動した場合の
	役			フトにおいて、搬器落下事			確認作業・連絡・指示体制に
				故が発生した。この事故に			ついて、再教育し徹底する。
				おいて幸いにも死傷者はな			4. 非常事態発生時の通報体制
				かったが、ともすれば重大			を見直し、教育・訓練を実施
				な事態に発展する可能性が 極めて大きく、誠に遺憾で			する。 5.技術管理部門の増員により、
				極めて入るく、誠に遺憾である。			社内安全管理体制の強化を図
				よって、今回の事故につ			る。
				いて早急に原因究明を行い、			6. ワイヤーロープ等の損傷設
				これらの再発防止対策を講			備の交換・整備及びその他搬
				じるよう厳重に警告する。			器の再確認を行う。
				なお、事故原因及び講じ			
				た措置等については、速や かに文書をもって報告され			
				たい。			